

令和6年度（2024年度）

北海道日高高等学校入学者選抜の手引

日高町教育委員会

（令和5年（2023年）10月）

主 な 日 程

<一般の選抜>

1	出 願 の 受 付	1月19日（金）～1月24日（水）正午
2	出 願 状 況 の 発 表	1月26日（金）午前10時
3	出 願 変 更 の 受 付	1月29日（月）～2月2日（金）午後4時
4	出 願 変 更 状 況 の 発 表	2月14日（水）午前10時
5	面 接	3月5日（火）
6	追 査	3月13日（水）
7	合 格 発 表	3月18日（月）午前10時
8	第2次募集の出願の受付	3月22日（金）～3月25日（月）午後4時30分
9	第2次募集の合格発表	3月28日（木）まで

<推薦による選抜>

1	出 願 の 受 付	1月19日（金）～1月24日（水）正午
2	出 願 状 況 の 発 表	1月26日（金）午前10時
3	面 接	2月13日（火）
4	合 格 内 定 の 通 知	2月20日（火）まで
5	入 学 確 約 書 の 提 出	2月21日（水）～2月26日（月）午後4時
6	再 出 願 の 受 付	2月21日（水）～2月26日（月）午後4時
7	合 格 発 表	3月18日（月）午前10時

留 意 事 項

- 1 北海道日高高等学校の入学者選抜については、北海道教育委員会教育長が定めた実施要項と一部異なる事項があるため、日高町教育委員会が独自で北海道日高高等学校入学者選抜実施要項を定めるが、原則として北海道教育委員会が定める実施要項に準じて実施する。

なお、北海道教育委員会が定める実施要項については、令和6年度（2024年度）道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「道立一般要項」という。）並びに道立高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下「道立推薦要項」という。）を参照。

- 2 「入学願書」、「写真台紙及び受検票」以外の様式は、「道立一般要項」及び「道立推薦要項」で定めた様式を使用すること。

目 次

第1 令和6年度（2024年度）北海道日高高等学校が求める生徒像・3つの方針 （スクール・ポリシー）

1 求める生徒像	1
2 3つの方針（スクール・ポリシー）	1

第2 令和6年度（2024年度）北海道日高高等学校一般入学者選抜実施要項

1 募集人員	2	10 面接の会場	4
2 出願資格	2	11 追検査	4
3 出願できる者の範囲	2	12 入学者の選抜	4
4 出願できる学科	2	13 合格発表	4
5 出願の受付	2	14 合格者の追加	4
6 出願の手続	2	15 第2次募集	5
7 出願状況の発表	3	16 北海道教育委員会への報告	5
8 出願変更	3	17 その他	5
9 面接	4		

第3 令和6年度（2024年度）北海道日高高等学校推薦入学者選抜実施要項

1 推薦による入学者の範囲	8	9 選抜の方法	10
2 道外からの入学者の受入れの数	8	10 合格内定者の通知及び入学の確約	10
3 出願資格	8	11 合格内定者数の発表	10
4 出願の受付	8	12 再出願	10
5 出願の手続	8	13 合格発表	10
6 出願状況の発表	9	14 北海道教育委員会への報告	10
7 出願変更	9	15 その他	11
8 面接	10		

〔資料〕

令和6年度（2024年度）北海道日高高等学校の「入学者の受入れに関する方針等」	12
---	----

日高町立高等学校通学区域規則	13
----------------	----

第1 令和6年度（2024年度）北海道日高高等学校が求める生徒像・3つの方針 （スクール・ポリシー）

1 求める生徒像

日高高等学校は、夜間、小規模校のメリットを生かし、一人ひとりの学習ニーズや学習段階、進路希望に合わせたきめ細やかな指導を手厚く行うとともに、昼間は、日高町教育委員会が主催する「日高町産業学習（2コース3クラス制）」と連携し、自然豊かな地域資源を活用した様々な体験活動を高校の単位として認定することで、3年間での卒業が可能となる定時制普通科の学校です。

3年間を通じて、大自然や地域について、探究的な学習に取り組み、主体的に問題を発見する力、多様な他者と協働して解決する力を身に付けることができます。

学校内だけではなく地域での活動を通じて、自分らしい在り方や生き方を見つけないかと考えている生徒の入学を期待します。

- 1 自らの判断において行動できる生徒
- 2 創造的で豊かな思考力と向上心を持ち、他者と協力・共感できる生徒
- 3 未来を拓く気力と体力をつくるために心身を鍛練する生徒

2 3つの方針（スクール・ポリシー）

○育成を目指す資質・能力に関する方針

・育成を目指す資質・能力

「自己理解力」「発信力」「課題発見力」「自己教育力」「協働力」

・総合的な探究の時間を軸として、各教科・科目、特別活動等、すべての教育活動において5つの資質・能力を育成する。

○教育課程の編成及び実施に関する方針

・地域の学びの場とし、地域の教育資源及び地域人材を積極的に活用した学びを推進する。

・総合的な探究の時間を軸とした教科横断的な教育課程を編成し、個別最適な学び及び協働的な学びを推進する。

・学校外における学修の単位認定を積極的に行い、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様性に
応じた学びを推進する。

○入学者の受入れに関する方針

基本的な生活習慣が身につけており、次のいずれかに該当する生徒

- ・進路実現や自己実現等への明確な目標を持ち、自己の在り方・生き方を模索しつつ、学習に対し継続的に努力する生徒
- ・健やかな体や豊かな人間性を身に付けるために、様々な体験学習に取り組む意欲を持つ生徒
- ・自他の個性を尊重し、規律ある学校生活を送る意欲がある生徒

第2 令和6年度（2024年度）北海道日高高等学校一般入学者選抜実施要項

（令和5年（2023年）10月26日日高町教育委員会決定）

この要項（以下「日高一般要項」という。）は、令和6年度（2024年度）の北海道日高高等学校の入学者の選抜（推薦による入学者の選抜を除く。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募 集 人 員

定時制の課程 普通科 40名（ただし、推薦による入学者を含む。）

2 出 願 資 格

道立一般要項の「2 出願資格」に準じる。

【留意事項】

北海道日高高等学校推薦入学者選抜実施要項並びに各都道府県及び市町村においてこの要項以外の公立高等学校入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

3 出 願 可 能 な 者 の 範 囲

出願できる者の範囲は、日高町立高等学校通学区域規則（平成18年3月1日教育委員会規則第17号）に示された通学区域に出願者（出願者に対して親権を行う者（親権を行う者のいない場合は未成年後見人）。以下同じ。）の保護者の住所が存する者とする。

4 出 願 可 能 な 学 科

定時制の課程 普通科

5 出 願 の 受 付

道立一般要項の「5 出願の受付」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「5 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

6 出 願 の 手 続

(1) 出 願 者 の 手 続

道立一般要項の「6 出願の手続 (1) 出願者の手続」に準じる。

なお、入学願書及び入学検定料については、次のとおりとし、入学願書、写真台紙及び受検票については、日高一般要項で定める様式とする。

【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続 (1) 出願者の手続」の【留意事項】に準じる。

ア 入学願書

北海道日高高等学校学則（平成18年3月1日日高町教育委員会規則第16号）第13条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式）

【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続 (1) 出願者の手続 ア 入学願書」の【留意事項】に準じる。

ただし、道立一般要項の「6 出願の手続 (1) 出願者の手続 ア 入学願書」の【留意事項】の「1 入学願書の作成」における「学校教育局学力向上推進課」を「日高町教育委員会」とする。また、「2 入学願書の記入等」における(2)については該当しない。

イ 入学検定料

面接当日に定時制高等学校授業料等徴収条例（平成18年3月1日条例第86号）に定める金額（500円）を現金により、日高町現金徴収員（日高高等学校事務長）に納入すること。

(2) 中学校長の手続

道立一般要項の「6 出願の手続 (2) 中学校長の手続」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続 (2) 中学校長の手続」の【留意事項】に準じる。

ただし、道立一般要項の「6 出願の手続 (2) 中学校長の手続」の「ア 入学願書及び出願者一覧表」の【留意事項】の1については該当しない。

(3) 高等学校長の手続

道立一般要項の「6 出願の手続 (3) 高等学校長の手続」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続 (3) 高等学校長の手続」の【留意事項】に準じる。

7 出 願 状 況 の 発 表

道立一般要項の「7 出願状況の発表」に準じる。

8 出 願 変 更

道立一般要項の「8 出願変更」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「8 出願変更」の【留意事項】に準じる。

ただし、道立一般要項の「8 出願変更 (1) 一般の場合 ア」の【留意事項】については該当しない。

9 面 接

道立一般要項の「10 面接等 (3) 定時制の課程に係る面接」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「10 面接等」の【留意事項】に準じる。

10 面 接 の 会 場

面接の会場は、原則として、次のとおりとする。

会 場	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道日高高等学校	〒055-2307 北海道沙流郡日高町松風町1-116-2 電話番号 01457-6-2626

11 追 検 査

道立一般要項の「13 追検査」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「13 追検査」の【留意事項】に準じる。

12 入 学 者 の 選 抜

道立一般要項の「14 入学者の選抜」に準じる。

13 合 格 発 表

道立一般要項の「15 合格発表」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「15 合格発表」の【留意事項】に準じる。

14 合 格 者 の 追 加

道立一般要項の「16 合格者の追加」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「16 合格者の追加」の【留意事項】に準じる。

15 第 2 次 募 集

道立一般要項の「17 第2次募集」に準じる。

ただし、「(4) 出願できる高等学校」は、日高一般要項の「3 出願できる者の範囲」に定めるところによる。また、道立一般要項の「17 第2次募集 (6) 出願の手続 ウ」における入学願書及び入学検定料については、日高一般要項の「6 出願の手続 (1) 出願者の手続」に定めによるものとする。

【留意事項】

- 1 第2次募集に出願する場合には、入学願書の備考欄に連絡先の電話番号を記入すること。
- 2 第2次募集に出願する者は、当該出願時に入学検定料を現金により、日高町現金徴収員（日高高等学校事務長）に納入することとなるので、留意すること。

16 北海道教育委員会への報告

道立一般要項の「20 北海道教育委員会への報告」に準じる。

17 そ の 他

この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 出願変更における当初の出願先の高等学校長から変更先の高等学校長への出願書類の送付

参考 北海道日高等学校学則別記第3号様式

				※受検番号	()				
<h1 style="margin: 0;">入 学 願 書</h1> <p style="text-align: right; margin: 0;">令和 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">北海道日高等学校長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">出願者署名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">保護者等署名</p> <p style="margin: 0;">貴校に入学したいので、許可してください。</p>									
出 願 課 程			定 時 制 の 課 程			出 願 学 科		第 1 志 望	
						普 通 科			
出 願 者	ふりがな 氏 名				昭和・平成 年 月 日生	保 護 者 等	ふりがな 氏 名		
	現 住 所	□□□□-□□□□			現 住 所		□□□□-□□□□		
	出身(在籍) 中 学 校				電 話 番				
	中学校卒業 (卒業見込) 年 月 日	卒 業 年 月 日 卒業見込	出 願 者 との 関 係						
入学者選抜における特別な配慮の希望の有無						有 ・ 無			
定時制の課程の 本学科へ就学する ときの区分		日高町立高等学校通学区域規則第2条による就学							
備 考									

記入上の注意

- 1 「出願者の生年月日」、「中学校卒業（卒業見込）年月日」、「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」の欄は、該当する文字又は数字を○で囲むこと。
- 2 「出願者」の欄の出身（在籍）中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 推薦入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に㊦と朱書すること。

写真台紙及び受検票（日本産業規格A4縦型）

写 真 台 紙

※受検番号 ()

ふりがな 出願者氏名	
出身（在籍）中学校	
高等学校	北海道日高高等学校
課程	定時制の課程
学科	普通科

(令和五年十月一日以降に
上半身を正面から撮影したもの)

(縦七センチメートル、横五センチメートル)

写 真 を 貼 る 位 置

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないこと。
 2 出身（在籍）中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。
 3 推薦入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に㊦と朱書すること。

令和6年度（2024年度）北海道日高高等学校受検票

※受検番号 ()

出願者氏名	
出身（在籍） 中学校	
高等学校	北海道日高高等学校
課程	定時制の課程
学科	普通科

記入上の注意

- 出身（在籍）中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする。
- ※印の欄は、記入しないこと。
- 推薦入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に㊦と朱書すること。

受検者の持参すべきもの

受検票、入学検定料、上履き

第3 令和6年度（2024年度）北海道日高高等学校推薦入学者選抜実施要項

（令和5年（2023年）10月26日日高町教育委員会決定）

この要項（以下「日高推薦要項」という。）は、令和6年度（2024年度）の北海道日高高等学校の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 推薦による入学者の範囲

募集人員の30%程度の数とする。

2 道外からの入学者の受入れの数

道外からの入学者の受入れの数については、「1 推薦による入学者の範囲」（以下「推薦枠」という。）の5%程度の数とする。ただし、出願変更後の道内からの出願者数が募集人員を満たしておらず、かつ、推薦要項における出願者数が推薦枠に達していない場合は、道内の出願者に影響が出ない範囲で、合格内定者数が推薦枠に達するまで受け入れることができる。

なお、再出願後の出願状況において道内からの出願者数が募集人員を満たしていない場合は、5%を超えて受け入れることができる。

3 出 願 資 格

道立推薦要項の「3 出願資格（2）定時制の課程」に準じる。

【留意事項】

北海道日高高等学校一般入学者選抜実施要項並びに各都道府県及び市町村においてこの要項以外の公立高等学校入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

4 出 願 の 受 付

道立推薦要項の「4 出願の受付」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「4 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

5 出 願 の 手 続

(1) 出願できる学科
定時制の課程 普通科

(2) 出願者の手続

道立推薦要項の「5 出願の手続（2）出願書類の提出及び受付 ア 出願者の手続」に準じる。

なお、入学願書及び入学検定料については、次のとおりとし、入学願書、写真台紙及び受検票については、日高一般要項で定める様式とする。

【留意事項】

道立推薦要項の「5 出願の手続 (2) 出願書類の提出及び受付 ア 出願者の手続」の【留意事項】に準じる。

ア 入学願書

北海道日高高等学校学則（平成18年3月1日日高町教育委員会規則第16号）第13条の規定による入学願書（同規則別記第3号様式）

【留意事項】

道立推薦要項の「5 出願の手続 (2) 出願書類の提出及び受付 ア 出願者の手続 (7) 入学願書」の【留意事項】に準じる。

ただし、道立推薦要項の「5 出願の手続 (2) 出願書類の提出及び受付 ア 出願者の手続 (7) 入学願書」の【留意事項】の「1 入学願書の作成」における「学校教育局学力向上推進課」を「日高町教育委員会」とする。また、「2 入学願書の記載方法」における(2)については該当しない。

イ 入学検定料

面接当日に定時制高等学校授業料等徴収条例（平成18年3月1日条例第86号）に定める金額（500円）を現金により、日高町現金徴収員（日高高等学校事務長）に納入すること。

(2) 中学校長の手続

道立推薦要項の「5 出願の手続 (2) 出願書類の提出及び受付 イ 中学校長の手続」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「5 出願の手続 (2) 出願書類の提出及び受付 イ 中学校長の手続」の【留意事項】に準じる。

(3) 高等学校長の手続

道立推薦要項の「5 出願の手続 (2) 出願書類の提出及び受付 ウ 高等学校長の手続」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「5 出願の手続 (2) 出願書類の提出及び受付 ウ 高等学校長の手続」の【留意事項】に準じる。

6 出 願 状 況 の 発 表

道立推薦要項の「6 出願状況の発表」に準じる。

7 出 願 変 更

道立推薦要項の「7 出願変更」に準じる。

8 面 接

道立推薦要項の「8 面接等」に準じる。

【留意事項】
道立推薦要項の「8 面接等」の【留意事項】に準じる。

9 選 抜 の 方 法

道立推薦要項の「9 選抜の方法」に準じる。

10 合格内定者の通知及び入学の確約

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」に準じる。

【留意事項】
道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」の【留意事項】に準じる。

11 合格内定者数の発表

道立推薦要項の「11 合格内定者数の発表」に準じる。

12 再 出 願

道立推薦要項の「12 再出願」に準じる。

【留意事項】
道立推薦要項の「12 再出願」の【留意事項】に準じる。
ただし、1については該当しない。

13 合 格 発 表

道立推薦要項の「13 合格発表」に準じる。

【留意事項】
道立推薦要項の「13 合格発表」の【留意事項】に準じる。

14 北海道教育委員会への報告

道立推薦要項の「14 北海道教育委員会への報告」に準じる。

15 そ の 他

この要項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定める。

【留意事項】

次の書類の送付に関し、郵送を必要とする場合は、郵送料は出願者の負担とする。

- 1 出願者の請求による出願書類用紙等の送付
- 2 再出願における、推薦入学者選抜の出願先の高等学校長から再出願先の高等学校長への出願書類の送付

令和6年度（2024年度）北海道日高高等学校の「入学者の受入れに関する方針等」

北海道日高高等学校が求める生徒像

日高高等学校は、夜間、小規模校のメリットを生かし、一人ひとりの学習ニーズや学習段階、進路希望に合わせたきめ細やかな指導を行うとともに、昼間は、日高町教育委員会が主催する「日高町産業学習」と連携し、自然豊かな地域資源を活用した様々な体験活動を高校の単位として認定することで、3年間で卒業が可能となる定時制普通科の学校です。

3年間を通じて、大自然や地域について、探究的な学習に取り組み、主体的に問題を発見する力、多様な他者と協働して解決する力を身に付けることができます。

学校内だけではなく地域での活動を通じて、自分らしい在り方や生き方を見つけないと考えている生徒の入学を期待します。

- 1 自らの判断において行動できる生徒
- 2 創造的で豊かな思考力と向上心を持ち、他者と協力・共感できる生徒
- 3 未来を拓く気力と体力をつくるために心身を鍛練する生徒

北海道日高高等学校の3つの方針（スクール・ポリシー）

○育成を目指す資質・能力に関する方針

- ・育成を目指す資質・能力
「自己理解力」「発信力」「課題発見力」「自己教育力」「協働力」
- ・総合的な探究の時間を軸として、各教科・科目、特別活動等、すべての教育活動において5つの資質・能力を育成する。

○教育課程の編成及び実施に関する方針

- ・地域を学びの場とし、地域の教育資源及び地域人材を積極的に活用した学びを推進する。
- ・総合的な探究の時間を軸とした教科横断的な教育課程を編成し、個別最適な学び及び協働的な学びを推進する。
- ・学校外における学修の単位認定を積極的に行い、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様性に応じた学びを推進する。

○入学者の受入れに関する方針

基本的な生活習慣が身につけており、次のいずれかに該当する生徒

- ・進路実現や自己実現等への明確な目標を持ち、自己の在り方・生き方を模索しつつ、学習に対し継続的に努力する生徒
- ・健やかな体や豊かな人間性を身につけるために、様々な体験学習に積極的に取り組む意欲を持つ生徒
- ・自他の個性を尊重し、規律ある学校生活を送る意欲がある生徒

本校の入学選抜に関わる詳細は、北海道日高高等学校にお問い合わせください。

また、北海道日高高等学校ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.hokkaido-hidaka-hs.jp/nc3/>

〒055-2307 北海道沙流郡日高町松風町1丁目116番地の2

電話01457(6)2626 Fax01457(6)2678

※入学選抜に関わるその他の事項については、令和6年度（2024年度）道立高等学校一般入学選抜実施要項並びに道立高等学校推薦入学選抜実施要項及び令和6年度（2024年度）北海道日高高等学校一般入学選抜実施要項並びに令和6年度（2024年度）北海道日高高等学校推薦入学選抜実施要項に従って実施します。

〔 資料 〕

○日高町立高等学校通学区域規則

平成18年3月1日教育委員会規則第17号
改正 令和5年3月16日教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、日高町立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域について必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 高等学校への就学（転学若しくは編入学又は転籍若しくは転科による場合を含む。以下同じ。）に係る通学区域は、国内全域とする。

(教育長への委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日教委規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行し、同日に高等学校の第1学年に入学する者に係る就学から適用する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日以前に高等学校の第1学年に入学し在籍する者及びその学年に係る就学については、なお従前の例による。